

第四次佐久市部落差別撤廃と 人権擁護に関する総合計画

令和7年度 事業実績及び
令和8年度 事業計画

目次 第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

章	大 項 目	中 項 目	ページ	担 当 課
2 部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進	1 同和問題(部落差別)に関すること	(1) 同和問題(部落差別)に関すること	1	人権同和課
		(2) 生活環境の改善	2	道路建設課、下水道課、建築住宅課、高齢者福祉課
		(3) 社会福祉の充実	3	福祉課、健康づくり推進課
		(4) 産業の振興	4	商工振興課、農政課
		(5) 職業の安定	5	人権同和課、商工振興課
		(6) 隣保館活動の推進	6	人権同和課
		(7) 解放子ども会活動の推進	6	人権同和課
		(8) 部落差別事象への対応	7、8	人権同和課、市民課
	2 子どもの人権に関すること	(1) 子どもの人権に関すること	9、10	こども家庭支援課、こども政策課、広報広聴課、学校教育課
	3 障がい者の人権に関すること	(1) 障がい者の人権に関すること	11	福祉課、生活環境課
	4 女性の人権に関すること	(1) 女性の人権に関すること	12	人権同和課、福祉課
	5 高齢者の人権に関すること	(1) 高齢者の人権に関すること	13、14	高齢者福祉課、生涯学習課(中央公民館)、総務課、生活環境課
	6 外国人の人権に関すること	(1) 外国人の人権に関すること	15、16	人権同和課、観光課、移住交流推進課、生涯学習課、商工振興課
3 人権同和教育・啓発の推進	7 インターネットによる人権侵害に関すること	(1) インターネットによる人権侵害に関すること	17	人権同和課
	8 その他様々な人権問題に関すること	(1) その他様々な人権問題に関すること	17	人権同和課
	1 就学前における人権同和教育	(1) 就学前における人権同和教育	18	人権同和課、こども政策課
	2 学校における人権同和教育	(1) 学校における人権同和教育	19	人権同和課、学校教育課
	3 企業における人権同和教育	(1) 企業における人権同和教育	20	人権同和課、商工振興課
	4 地域における人権同和教育	(1) 地域における人権同和教育	21	人権同和課

4 相談体制の充実と 人権擁護の確立	1 人権相談体制の充実	(1) 人権相談体制の充実	22	人権同和課
	2 個人情報の保護	(1) 個人情報の保護	22、23	人権同和課、市民課、総務課
	3 人権侵害の救済と擁護	(1) 人権侵害の救済と擁護	23	人権同和課
	4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の整備	(1) 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の整備	23	人権同和課
	5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標	(1) 同和問題に関すること	8	人権同和課、建築住宅課
		(2) 子どもの人権に関すること	10	学校教育課
		(3) 障がい者の人権に関すること	11	福祉課
		(4) 女性の人権に関すること	12	人権同和課
		(5) 高齢者の人権に関すること	14	高齢者福祉課、生涯学習課(中央公民館)
		(6) 外国人の人権に関すること	16	移住交流推進課
		(7) 就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	21	人権同和課
		(8) 人権侵害の救済と擁護	23	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題 (部落差別) に関する こと	(1)同和問題(部落差別)に関すること	同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、市民の正しい理解を深め、認識を高めるとともに、行政・地域・職場・運動団体などが連携し、同和問題の解決を図ります。	ア 人権同和教育講座 (市内2講座×4地区会場 参加者延べ155名) イ 新任・転入教職員研修会 (会場開催及び動画配信 参加者68名(動画配信含む)) ウ 教職員人権同和教育研修会 (会場開催及び動画配信 参加者145名(動画配信含む)) エ 地域での研修会 (年13回、参加者数692名) オ PTA人権同和教育研修会 (市内21小中学校、参加者数6,568名)	市民一人ひとりが同和問題について理解を深め認識が高められるように引き続き教育講座や研修会を実施していく。	ア 人権同和教育講座 (市内3地区で6回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 新任・転入教職員研修会 (年1回、会場及び配信) ウ 教職員人権同和教育研修会 (年1回、会場及び配信) エ 地域での研修会 (区、保育所、公民館等) オ PTA人権同和教育研修会 (市内21小中学校)	人権同和課
		同和問題を重要な人権問題と捉え、今なお存在する「実態的差別」の解消と「心理的差別」の撤廃に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく相談体制の充実と、人権同和教育・啓発活動を推進します。	ア 人権・男女共生フェスティバル (11月15日(土) 参加者350名) イ 同和問題の取組について広報の実施 1回 ウ 望月人権フェスティバル(12月6日(土) 参加者85名) エ 家族映画会(11月30日(日)参加者453名)	同和問題を身近な人権問題として捉えてもらえるよう、研修内容・開催方法を検討する。	ア 人権・男女共生フェスティバル(11月14日(土)) イ 同和問題の取組について広報の実施 ウ 望月人権フェスティバル(12月5日(土)) エ 家族映画会(11月29日(日))	人権同和課
		当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことができる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所などで各種教室や研修会などを開催し、人権のまちづくりを推進します。	学習会等 (支部単位で同和対策集会所において開催(7集会所))	支部員の高齢化等に伴い、単一支部での開催が困難な場合は合同で開催するなど、開催方法を検討する。	学習会等 (支部単位で同和対策集会所において開催)	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題（部落差別）に関する事	(2)生活環境の改善	快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路などの改良を図ります。	ア 社会資本整備総合交付金道路整備事業(5件) イ 道路メンテナンス橋りょう長寿命化修繕事業(12件) ウ 緊急自然災害防止セーフティリニューアル事業(4件)	交付金等の財源確保に努めるとともに有効に活用し、事業を推進する。	ア 社会資本整備総合交付金道路整備事業 イ 道路メンテナンス橋りょう長寿命化修繕事業 ウ 緊急自然災害防止セーフティリニューアル事業	道路建設課
		「第二次佐久市環境基本計画」に基づき、全戸水洗化を推進します。	ア 下水道管の設置 約203.4m イ 浄化槽設置者への補助金交付 74基	浄化槽設置にあたっては、排水設備工事など多額の自己負担がかかるため、国・県・市により補助金交付を行う。	ア 下水道管の敷設 約300m イ 浄化槽設置者への補助金交付 80基	下水道課
		住宅の老朽化などの問題に対し、諸制度の活用による改修などを推進します。	市内全域で 木造住宅耐震診断 12件 木造住宅耐震補強 3件 促進リフォーム 3件 ブロック塀等の撤去 12件 の補助を実施。	広報誌、HP等により、更に広報に努める。令和8年度から、耐震性の無い木造住宅の除却工事に係る費用の一部を補助する事業を実施する。	木造住宅耐震診断 木造住宅耐震改修 (耐震補強工事、耐震改修促進リフォーム、除却工事) ブロック塀等の撤去	建築住宅課
			介護保険制度による居宅介護住宅改修(給付件数158件)、同制度による居宅介護福祉用具購入費(給付件数432件)	要介護者、要支援者の自立支援に基づき、効果的にサービスが提供されるよう、常にPDCAサイクルを行う必要がある。	介護給付費より住宅改修や福祉用具購入を行う。なお、居宅介護住宅改修や介護福祉用具購入に対し、必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとするサービスを事業者が過不足なく適切に提供されていることを確認するため、居宅介護支援事業者等へのケアプラン点検の実施。点検に基づく学習会を開催。また、住宅改修等の申請内容に疑義があれば現地確認を行う。	高齢者福祉課
		厚生住宅の払下げを推進します。	厚生住宅払下げ件数:0件	入居者の経済的事情、高齢化及び死亡のため、払下げを受けることが難しくなっている。この課題に対し、令和8年度からは払下げ要領を見直す予定であり、この見直しで払下げの費用負担が軽減される可能性がある。	払下げ要領の見直しについて周知するとともに、引き続き厚生住宅の払下げを行う。	建築住宅課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題 (部落差別) に関する こと	(3)社会福祉の充実	「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが必要な福祉サービスの情報を取得し、円滑に利用できる環境を整えるため、わかりやすい情報の提供に努め、相談体制の充実を推進します。	ア 広報佐久、ホームページ、SNSなどにより福祉サービスの内容の周知を実施した。 イ 各種相談窓口を設置するとともに、より相談しやすい体制整備に向け、どの窓口においても包括的に相談を受けられる体制整備に向けた検討を実施した。	第三次計画を改定した「第四次佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画」に基づき、誰もが必要な福祉サービスの情報を取得し、円滑に利用できる環境を整えるため、わかりやすい情報の提供に努め、相談体制の充実を推進する。	ア 広報佐久、ホームページ、SNSなどにより福祉サービスの内容を周知する。 イ 相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、どの窓口においても相談を包括的に受け止め、適切なサービスにつなげる体制整備を図る。	福祉課
		「第2次佐久市健康づくり21計画」に基づき、疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健(検)診を積極的に受診できるよう、保健指導員などを通じた啓発活動を推進します。	保健指導員事業 委嘱書交付式、第1回ブロック研修会(1会場、参加者数439人) 第2回ブロック研修会(6会場、参加者数391人) 第3回ブロック研修会(5会場、参加者数367人) 地区自主活動(238地区のうち231地区が実施) ブロック別研修会(10会場、参加者数312人)	市の健康課題に基づき、研修内容を構成。研修会を通して、保健指導員へ疾病の早期発見・早期治療の重要性、各種健(検)診について周知をし、地区自主活動を通じ、市民へと啓発を実施していく。	保健指導員事業 ブロック研修会(全体:年3回) ブロック別研修会(14ブロック) 地区自主活動(238地区) 保健指導員大会	健康づくり推進課
		日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し、健康教室や健康相談などを積極的に推進します。	ア 健康教室 イ 作業センター等の健康相談事業 (年 30回、参加者数 497人)	市の健康課題に基づき、また対象者の状態を把握しながら、疾病の予防に向けた健康教室や健康相談を通じ啓発を実施していく。	日常生活の中での健康づくりの重要性について、健康教室や健康相談などを通し、積極的に啓発を推進する。 作業センター等の健康相談(年18回)	健康づくり推進課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題（部落差別）に関する事	(4)産業の振興		ア 新規就農者の確保のため、就農相談会を12回実施した。また、随時窓口での相談対応を行った。 イ 新品目導入試験事業による収益性の高い品目の推進のため、6次加工品を目指したピカチスの栽培適正試験を行った。また水田転作ほ場で年間での農地を活用する作型を提案した。ミニトマト7品種とズッキーニ6品種を栽培比較して優良品種を選定した。	ア 新規就農者の確保のため、毎月就農相談を実施することで、就農希望者の確保に努める。 イ 実施事業に取り組まれるよう周知するとともに、様々な方法での栽培や新品目の導入の推進等に取り組んでいく。	ア 年12回以上就農相談会を実施することによる新たな新規就農者の確保。また、窓口での相談対応により、就農希望者の確保に努める。 イ 新品目導入試験事業による収益性の高い品目の推進のため、継続してハウスを年間活用できる作型（無加温）の提案や、水田転作ほ場で通年で農地を活用する作型を提案する。ミニトマト7品種とズッキーニ6品種を栽培比較して優良品種を選定する。また、新たな農業資材を用いて、高温障害対策試験を実施し、収量・品質等の比較をする。	農政課
		「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」に基づき、市内企業の経営基盤の強化、人材育成・確保などにより、ものづくり産業を中心とした産業の活性化を図ります。	佐久産業支援センター(SOIC)との連携による、佐久の強みを生かしたヘルスケア関連分野の産業振興、事業拡大と技術連携による新技術・新製品等の開発支援、関係機関との連携・ネットワークの強化を行った。また長期的事業展開を視野に、2つのインターンシップ事業を展開し、地域最重要課題である人材確保に資する土壌形成を行った。	令和6年度に実施した市内企業のアンケートや令和7年度に実施した企業へのヒアリング等でも人手不足は業種を問わず喫緊の課題であることが浮き彫りとなった。人材確保に資する施策が求められており、引き続き重点施策として展開していく。	佐久市産業支援センター(SOIC)との連携を強化し、佐久市健康長寿産業振興ビジョンや佐久市企業立地戦略に基づいた事業展開を実施する。具体的には、インターンシップ事業や働きやすい職場環境の整備といった最重要課題である市内企業の人材確保に資する事業展開を実施する。加えて、佐久市の卓越性を生かしたヘルスケア関連分野の産業振興、既存事業拡大と技術連携による新製品・新サービス等の開発支援、関係機関との連携・ネットワークの強化を行う。	商工振興課
		経営指導を行う商工会議所・商工会などとの連携強化や、「佐久市中小企業振興資金融資制度」などによる支援に努めます。	佐久市中小企業振興資金制度の斡旋（483件）	商工会議所・商工会等と連携するとともに、実情に合った制度資金を提供することにより、市内事業者を支援する。	佐久市中小企業振興資金制度の斡旋（300件程度）	商工振興課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題（部落差別）に関すること	(5)職業の安定	関係機関と連携し、雇用に関する支援などについて、ホームページなどを活用し周知します。	長野県や長野労働局、佐久公共職業安定所等からの雇用に関する支援について、チラシの配架やホームページ等への掲載等により周知した。	雇用に関する支援等を周知するため、関係機関と連携し、最新の情報を取得する。	雇用に関する支援等について、チラシの配架やホームページ等へ掲載等により周知する。	商工振興課
			差別のない雇用をめざして、雇用に関する支援等について関係機関・団体と連携し相談事業を実施した。	差別のない雇用のため、関係機関・団体等と連携した相談事業を継続して実施する。	関係機関と連携し、雇用に関する支援等について相談事業を充実する。	人権同和課
		就職・就労につながるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	ハローワーク等関係機関と連携し、就職支援員による就職相談や、必要に応じて求職窓口への案内等を行った。	就職に関する相談等があった場合は、必要に応じて関係機関等窓口への案内をしていく。	ハローワーク等関係機関と連携し、就職支援員による就職相談や、必要に応じて求職窓口への案内等を行う。	商工振興課
			ア 各隣保館にて、佐久公共職業安定所発行の週刊求人情報を窓口に設置 イ 相談事業において、関係機関と連携し就職、就労に関する情報提供	求人情報の提供及び就職。就労に関する相談を継続して実施する。	ア 各隣保館にて、佐久公共職業安定所発行の週刊求人情報を窓口に設置 イ 相談事業において、関係機関と連携し就職、就労に関する情報提供	人権同和課
		公正採用と就職差別の撤廃に向け、企業における「公正採用人権啓発推進員」の設置を一層促進するとともに、関係機関との連携による取組の強化を図ります。	関係機関主催の研修会について佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会会員121社へ通知し参加を呼びかける。 ア 人権啓発講座（東信労政事務所主催） イ 公正採用人権啓発推進員研修会（佐久市公共職業安定所主催）	公正採用と就職差別の撤廃に向け、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置の勧奨など、関係機関との連携による取組を促進する。	関係機関主催の研修会について佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会会員115社へ通知し参加を呼びかける。 ア 人権啓発講座（東信労政事務所主催） イ 公正採用人権啓発推進員研修会（佐久市公共職業安定所主催）	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題 (部落差別) に関すること	(6)隣保館活動の推進	地域住民の福祉向上、人権同和教育・啓発活動、地域住民の交流の拠点として、隣保館活動の充実に努めます。	ア 人権啓発講座(年6回、参加者数92名) イ 地域交流事業(年37回、参加者数339名) ウ 周辺地域巡回事業(年13回、参加者数13名) エ 地域福祉事業(年10回、参加者数63名) オ 休日開館事業(年50回、参加者数484名) カ 地域交流促進事業(年314回、参加者数2,200名)	啓発活動・教養文化活動等の実施を通じて、地域の拠点となる開かれたコミュニティ施設として社会に密着した総合的な活動や人権問題の解消に取り組む。	ア 人権啓発講座(年3回) イ 地域交流事業(通年) ウ 周辺地域巡回事業(通年) エ 地域福祉事業(通年) オ 休日開館事業(通年) カ 地域交流促進事業(通年)	人権同和課
		中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、啓発活動、教養文化活動などの実施を通じて、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に努めます。	ア 生活・人権相談事業(相談件数 126件) イ 人権啓発講座(年6回、参加者数92名) ウ 貸館事業 通年(利用件数161件、利用者数2,535名)	相談を通しての地域の課題や住民ニーズ等発見し対応するとともに、悩みを抱えた相談者に対する心のケアの場とする。各関係機関と連携し、あらゆる面から解決策を検討していく。	ア 生活・人権相談事業(随時) イ 人権啓発講座(年3回) ウ 貸館事業(通年)	人権同和課
	(7)解放子ども会活動の推進	行政・学校・運動団体・解放子ども会指導委員会などがともに連携し、子ども会の円滑な運営と活動を促進します。	望月解放子ども会 (小中学生38人、毎週水曜日開催) (小学生部会 年19回、延314人) (中学生部会 年20回、延53人)	一人でも多くの子どもたちが、目標に向かい、活発に活動できるよう関係機関と連携し、子ども会の運営に取り組む。	望月解放子ども会 (年20回程度)	人権同和課
		解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが、目的に向かい、活発に活動できるよう、解放子ども会運営委員会及び運動団体、保護者、教職員と連携し、子ども会の運営を図ります。	ア 望月解放子ども会指導委員会(年1回) イ 佐久市解放子ども会運営委員会(年1回)	一人でも多くの子どもたちが、目標に向かい、活発に活動できるよう関係機関と連携し、子ども会の運営に取り組む。	ア 望月解放子ども会指導委員会(年1回) イ 佐久市解放子ども会運営委員会(年1回)	人権同和課
		地域住民や市内の学校の児童生徒へ「いのち」の大切さを伝える「いのちの駅伝」の実施を支援し、いじめや差別をなくすための活動を推進します。	運動団体や関係機関と連携した「いのちの駅伝」開催(10月25日参加者100人)。望月小・中学校、人権意識の高揚を図った。	長野西高等学校望月サテライト校及び地域の高校生へも協力をお願いし、開催していく。	いのちの駅伝(10月24日(土))	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 同和問題（部落差別）に関する事	(8)部落差別事象への対応	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経緯やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。	R3年度発生したインターネットを用いた差別事象の関係者の動向について、職員でモニタリングを実施した。	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努める。	人権同和課
		運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の推進を図ります。	ア 第46回部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会(当番:佐久穂町) イ 人権の花運動(中込小、浅科小)	関係機関と連携した取組の中で、広く周知を行い、啓発を図る。	ア 第47回部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会(当番:南相木町) イ 人権の花運動(佐久平浅間小、岸野小)	人権同和課
		差別を目的とした戸籍などの不正取得を防止するために「本人通知制度・本人告知制度」の適切な運用に努めます。	実績 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人告知制度を継続して実施する。	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、住民票の写しや戸籍謄抄本等が法令等に基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、不正に取得された事実を本人に告知するとともに、不正取得の蓋然性が極めて高いと市が判断した場合にも本人告知を行う。	市民課
		「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、部落差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の充実を図ります。	部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置	部落差別解消推進法に基づき相談体制の充実を図る。	部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制を継続する。	人権同和課
		インターネット上における差別事象が発生した場合は、法務局をはじめとする関係機関と連携し、差別情報の削除要請などを行うとともに、差別事象の速やかな把握のため、県や他機関と連携し、モニタリングの体制づくりを図ります。	R3年度発生したインターネットを用いた差別事象の関係者の動向について、職員でモニタリングを実施した。	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	県と連携し、インターネット上の人権侵害に係るモニタリングを引き続き実施する。	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 別 に 関 する こ と	数値目標	隣保館事業 延参加者数:6,000人/年	隣保館事業 延べ参加者数:3,729人/年	開かれた隣保館を目指し事業を実施している。 参加者、運営者の高齢化も進み、参加者数は伸び悩んでいる。	参加者の若返りを図れる事業の研究や講師人材の発掘等を図る。 延参加者数:4,000人/年	人権同和課
	数値目標	厚生住宅払下げ件数 1件/年間	厚生住宅払下げ件数:0件	入居者の経済的事情、高齢化及び死亡のため、払下げを受けることが難しくなっている。 この課題に対し、令和8年度からは払下げ要領を見直す予定であり、この見直しで払下げの費用負担が軽減される可能性がある。	払下げ要領の見直しについて周知するとともに、引き続き厚生住宅の払下げを行う。	建築住宅課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
2 子どもの人権に関する こと	(1)子どもの人権に関する こと	「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、子どもの人権が決して侵害されることなく、子どもにとっての最善の利益が保障され、自由に意見を表現できる社会の形成や、子どもを社会全体で育てる環境づくりに努めます。	ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議(年1回) イ 児童虐待に関する広報及び啓発活動をFM・広報佐久にて周知を行った。(秋のこどもまんなか月間“オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン”期間中にそれぞれ1回ずつ実施) ウ 通報のあった事案について原則48時間以内の安否確認(随時) エ 家庭児童相談室(290件)	児童虐待が疑われる事案の連絡方法等を広報佐久及びFMで周知し、早期発見に努める。 子どもや家庭環境の変化を把握し、相談支援が行えるよう、保護者との信頼関係形成に努める。 子育てへの不安を感じたり、孤独にならないよう相談支援窓口や交流が図れる場の情報発信を行う。	ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議(年1回) イ 児童虐待に関する広報及び啓発活動(年1回) ウ 通報のあった事案について48時間以内の安否確認(随時) エ 家庭児童相談室(随時)	こども家庭支援課
			子ども議会の開催 開催日:8月5日(火) 参加者数:市内13校の代表および高校生6名、計19名	子ども議会が実施され、児童生徒の意見が表現されていることを、ケーブルテレビの放送や、ホームページへの開催状況の掲載を通じて多くの市民に知ってもらうよう、情報発信に努める。	子ども議会の開催(市内小中学校10校の代表および高校生数名が参加予定)	広報広聴課
		家庭・学校・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取組に努めます。	ア 園児へのお話や読み聞かせ(11園・随時) イ お便りや懇談会を通じて保護者への啓発活動を実施(8園・随時)	家庭との連絡を密に取り、保護者にわかりやすく園の様子を伝え、信頼関係の構築を図る。懇談会等で保護者への啓発活動に努める。絵本の貸出を実施する。	ア 園児へのお話や読み聞かせ(随時) イ お便りや懇談会を通じて保護者への啓発活動の実施(随時)	こども政策課
		いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。	児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用 学級診断尺度(Q-U)または、学校環境適応感尺度(アセス)の実施 市立小中学校全校(21校)で実施 回数 年2回(6~7月、10~12月)	引き続き、各校作成の基本方針に基づき、いじめの未然防止に重点を置いた日常的な教育活動の見直しを図るとともに、月例報告を活用し、市教委と各校での情報共有や連携に取り組む必要がある。	児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用(年2回)	学校教育課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
2 子どもの人権に関すること	(1)子どもの人権に関すること	いじめや不登校などの問題の早期発見・早期対応を図るため、教育相談員、佐久市不登校等対策連絡協議会などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員(主任児童委員連絡協議会)など関係する諸機関と情報交換を行うとともに、地域全体でいじめ及び不登校などをなくす相談・支援・指導体制づくりを推進します。	ア 教育相談員の配置 6名 相談件数:10,290件 イ ハートフルフレンド 活動時間:689時間 ウ 中間教室開設 開設日数:213日 エ いじめ問題対策連絡協議会開催 開催数:2回 オ 不登校等対策連絡協議会開催 開催数:3回 カ いじめ不登校担当者会議開催 開催数:4回	児童生徒の困りごとや悩みを早い段階で把握し、支援に繋げていくため、児童生徒や保護者が相談しやすい体制をつくる必要がある。 また、いじめ・不登校対策に関しては、関係機関等と連携し未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。	ア 教育相談員の配置 6人 イ ハートフルフレンド活動時間 活動時間 1,100時間(3人) ウ 中間教室開設(開設日数 206日) エ いじめ問題対策連絡協議会開催(年2回) オ 不登校等対策連絡協議会開催(年3回) カ いじめ不登校担当者会議開催(年4回)	学校教育課
		子どもの人権の視点のもと、佐久市要保護児童対策地域協議会において児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、医療機関などの連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の醸成を図ります。	ア 個人情報の扱いに留意しながら関係機関との連携を深め、児童虐待の早期発見に努めた イ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議(110回) ウ 児童虐待等保護者の養育支援が特に必要な家庭の相談支援(随時) エ 保護者の養育支援が必要な家庭への訪問	児童相談所等関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期対応に努める。	ア 関係機関との連携を深め、児童虐待の早期発見に努める(随時) イ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議(随時) ウ 児童虐待等保護者の養育支援が特に必要な家庭の相談支援(随時) エ 保護者の養育支援が必要な家庭への訪問(随時)	こども家庭支援課
			ア 学校では、担任だけではなく全教職員により、子どもたちの普段の様子を観察する中で、子どもへの虐待を含めた健康状態・精神面等の総合的な観点からの指導支援の実施 イ 児童虐待等発見時には、子どもを最優先とした関係機関との連携による対応の実施	児童虐待の早期発見と関係機関との連携に努めるとともに、相談支援を継続していく必要がある。	初任・合同教員研修会等の機会を利用し周知・研修を実施します。	学校教育課
	数値目標	「いじめの現況」のうち「現在解決した件数の割合」 90%以上	いじめの認知件数:136件 (令和6年度 166件) その内、解消済みのもの:101件 (74.2%) (令和6年度 134件 80.7%)	いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものという認識のもと、学校、家庭、関係機関が連携して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。	いじめ解決は早期認知・対応が必須であることから、学校全体での取り組みを推進するとともに、いじめに関する情報を校内以外からも共有・聴取できる相談体制(コスモス相談、子どもSOSそうだんフォーム)の充実 「いじめの現況」のうち「現在解決した件数の割合」 85%以上	学校教育課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
3 障がい者の人権に関すること	(1)障がい者の人権に関すること	障がいや障がいのある方への正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。	ア 佐久市障がい者福祉展 (令和7年11月1日～3日 佐久市民総合文化祭と同時開催) イ 障害者週間に関する啓発活動 広報佐久:1回、FMさくだいら:1回	ア 佐久市民総合文化祭と同時開催しており、令和6年度は会場を2会場で開催した。生涯学習センターの駐車場工事が完了し、令和7年度は1会場で開催。会場が手狭になるため、総合文化祭との調整が必要となる。 イ 市民の意識と理解を深めるため、啓発を行う。	ア 佐久市障がい者福祉展 (年1回 佐久市民総合文化祭と同時開催) イ 広報佐久、ホームページ等による啓発	福祉課
		「第二次佐久市障がい者プラン」に基づき、行政・事業者・地域・家庭が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや、就労支援及び啓発活動を推進します。	ア 地域生活支援事業 障害者相談支援事業・意思疎通支援事業等 イ 就労支援のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」 「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぶ」と連携し、就労支援のための相談業務 ウ 障害者優先調達推進法による物品等の調達 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就労施設等からの物品の調達と受注量の拡大の支援 エ 広報佐久、ホームページによる相談窓口の啓発 広報佐久(1回)、ホームページ(通年)、手話コーナー(毎月)、災害時支援用バンダナ、ヘルプマーク、信州パーキングパーミット制度などの周知を行い、障がいについての理解を深めた。	制度の利用や事業について、周知を徹底する。	ア 地域生活支援事業 障害者相談支援事業・意思疎通支援事業等 イ 就労支援のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」 「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぶ」と連携し、就労支援のための相談業務 ウ 障害者優先調達推進法による物品等の調達 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就労施設からの優先調達推進と、地域における販路拡大の支援 エ 広報佐久、ホームページ等による相談窓口のや制度の周知	福祉課
		障がい者の権利利益の擁護のため、関係機関と連携し、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく施策を推進します。	年に2回、障害者支援施設を運営する市内法人等を訪問し、相談・通報の義務についての周知や研修受講について周知を行った。また、受講状況について、確認を行った。	法律、研修受講の周知を行う。法人等に対して改善に向けた取組について、助言等を行う。	障害者施設を運営する市内全法人に対して、障害者虐待防止法の周知、研修受講の推奨、個々の事案に対する相談を引き続き実施する。	福祉課
		地域における安心・安全な生活、社会参加の支援につなげるため、バリアフリーに配慮した公共施設の整備や、わかりやすい・使いやすい地域交通ネットワークの構築を推進します。	利便性及び快適性の向上を図るため、アンケート調査等により把握したニーズを踏まえた見直しなどを実施した。	引き続き利用者のニーズの把握に努め、利便性及び快適性の向上を図るとともに、運行事業者の要望や意見等を把握し運行・運営の効率化等の改善を行う。	運行実績を踏まえて、令和5年3月に策定した「佐久市地域公共交通計画」に基づき、利便性及び快適性の向上を図る。	生活環境課
	数値目標	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:350人	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:210人	広報紙への掲載や区長、民生委員への周知を行っているが、参加者数は伸び悩んでいるため、周知範囲の拡大に努める。	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:350人	福祉課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
4 女性の人権に関する こと	(1)女性の人権に関する こと	あらゆる暴力(DV)の未然防止、早期発見のための啓発推進と被害者への相談・支援体制の充実を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。	ア ホームページによる相談窓口の周知の実施(通年) イ 女性相談支援員による配偶者等からの暴力に係る相談支援の実施 電話相談(延:30人)、面接相談(延:43人) ウ 庁内関係部署や、関係機関と連携し、自立に向けた支援体制の強化を実施	あらゆる暴力(DV)の未然防止と早期発見のための啓発推進や被害者への相談・支援体制の充実を図る。	ア ホームページによる相談窓口の周知の実施(通年) イ 女性相談支援員による配偶者等からの暴力に係る相談支援の実施 ウ 庁内関係部署や、関係機関と連携し、自立に向けた支援体制の強化の実施	福祉課
		性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを促進するため、「第四次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、職場・家庭・地域・学校などのあらゆる場において、男女平等・男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進します。	ア 市や男女共生ネットワークとの共催による推進 (ア)男女共同参画社会をめざす「市民フォーラム」 (イ)人権・男女共生フェスティバル(11月15日(土) 参加者350名) イ 区など地域における人権同和学習会に併せチラシの配布	意識改革については難しい問題であるが、様々な機会をとらえ、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発をしていく。	ア 市や男女共生ネットワークとの共催による推進 (ア)男女共同参画社会をめざす「市民フォーラム」 (イ)人権・男女共生フェスティバル(11月14日(土)) イ 区など地域における人権同和学習会に併せチラシの配布	人権同和課
		あらゆる分野において女性の参画を推進し、女性活躍のための施策を推進します。	佐久平女性大学において独自の教養講座と実践講座を行い、活躍したいと希望する女性の支援を行った。 第四期生 20名 年間講座 10回 課外講座 3回 公開講座 1回 その他 意見交換会、学習会など	男女共同参画社会の実現及び発展には、職場や地域、家庭等における男性の意識改革に加え、女性自身の意識も変えていく必要がある。 佐久平女性大学の取組を広く周知し、女性活躍の機運の醸成と人材育成を図る。	佐久平女性大学 (職場や地域などのあらゆる分野で活躍する女性を支援)	人権同和課
	数値目標	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 85%(市民フォーラム調査)	67.0% (令和7年8月9日市民フォーラム調査)	女性相談員が配置されている「女性相談窓口」について、関係機関等と連携を図り広く周知に努める。	70%(R7市民フォーラム調査)	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
5 高齢者の人権に関すること	(1)高齢者の人権に関すること	安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関・団体と連携を図り、「佐久市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の事業を推進します。	ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会(2回) イ 佐久市地域包括ケア協議体市内生活圏域ごとに合計14回開催(佐久平・浅間3回、岩村田・東2回、中込2回、野沢2回、臼田2回、浅科・望月3回)	認知症や高齢者虐待に対する地域住民の理解を深め、地域での見守り・支援体制を構築することが重要となっている。地域の課題や取組みを住民、関係機関で共有し、協議することで、よりよい地域づくりについて推進していくことが重要となっている。	ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会 イ 佐久市地域包括ケア協議体	高齢者福祉課
		高齢者の生きがいづくりや、社会に貢献する機会を推進するため、関係機関などと連携し、創錬の森市民大学などの生涯学習機会の提供や、地域活動などの参加を支援します。	世代間交流学級(年40回) 短詩型文学交流:1回	市民のニーズを把握し、それに応える講座を構築していく必要がある。 多くの学校の児童生徒と交流できるよう働きかけていく。	世代間交流学級 講座数:41回 短詩型文学交流会:1回	生涯学習課 (中央公民館)
			創錬の森市民大学(年18回、修了者数116人) 大学院(年13回、修了者数17人)	高齢者の居場所作りに役立っている。年齢層の高い方もおり、一度に大勢集まるため、安全に留意しながら事業を実施していく必要がある。趣旨に沿った内容を検討し、大学院では講義に実技を取り入れ、役割を作っていく。	創錬の森市民大学(年18回・募集定員150人程度) 創錬の森市民大学院(年13回・募集定員25人程度)	生涯学習課 (中央公民館)
			ア 認知症サポーター養成講座 延べ受講者数:814人/年 イ お達者応援団育成塾 ・基礎講座:年9回 受講生54名(1回以上参加者) 延べ参加者数303名 ・レベルアップ講座:年5回 受講生22名(1回以上参加者)延べ参加者数93名	介護予防に関する知識と技術を学ぶ講座を継続することで、地域において介護予防の取組みを地域で実践できる人材を育成し、地域づくりや自発的な活動が実践される基盤づくりが重要となっている。	ア 認知症サポーター養成講座 イ おたっしや応援団育成塾	高齢者福祉課
		高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護を図ります。	ア 高齢者虐待に関する啓発活動 ・高齢者福祉課・地域包括支援センター窓口に虐待防止に関するチラシを配架 ・介護事業所等を対象にした虐待研修会(15回) ・市指定の介護事業所に対し、虐待防止措置の実施について周知(1回) イ 権利擁護相談事業 司法書士による相談会(3回)	各事業所に対して虐待の研修会や通知を行うことで虐待への意識を高め、虐待の防止・早期発見に繋げていくことが求められる。	ア 高齢者虐待防止に関する啓発活動 ・窓口に虐待防止に関するチラシを配架 ・介護事業所等を対象にした虐待防止研修を開催 ・市指定の介護事業所に対し、虐待防止措置の実施について周知 イ 権利擁護相談事業	高齢者福祉課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
5 高齢者の人権に関する事 業	(1)高齢者の人権に関する事 業	財産権の侵害である詐欺・悪徳商法の被害から守るため、市内郵便局や警察をはじめとした関係機関と連携した情報発信などの啓発の推進及び相談体制づくりに努めます。	関係機関や地域の民生児童委員協議会、防犯指導委員会と連携し、チラシの配布や広報佐久、防災行政無線、さくネット等により詐欺等の注意喚起を行った。	巧妙化する各種犯罪について、注意喚起や対応策等を継続的に伝えていく必要がある。	各種犯罪から身を守るための情報が伝わるよう、引き続き関係機関や地域の民生児童委員協議会、防犯指導委員会と連携し、様々な媒体を活用した啓発活動を行う。	総務課
			国民生活センターや警察から詐欺や悪徳商法に関する情報提供を受け、出前講座や広報佐久等を活用し、情報発信を行った。(計23回)	デジタル社会の発展により、インターネット通販などが高齢者にも身近になったが、それに伴い詐欺や悪徳商法も巧妙化、複雑化している。消費生活に関する情報収集をこまめに行い、広報佐久等を利用し情報発信を行う。	出前講座や広報佐久等による詐欺や悪徳商法に関する情報発信に努めるとともに、消費生活センターでの相談・斡旋や関係機関との連携により、被害に遭われた方に寄り添った対応に努める。	生活環境課
			ア 警察署との情報交換、研修の実施 警察署員による介護事業所向けの研修を実施(4回) イ 詐欺被害防止のための啓発活動 高齢者福祉課・地域包括支援センター窓口 に詐欺被害防止に関するチラシを配架、訪問時にチラシを配布	警察署との情報交換や研修を実施することで高齢者支援に関係する職員の意識向上を図る。	ア 警察署との情報交換、研修の実施 イ 詐欺被害防止のための啓発活動	高齢者福祉課
	数値目標	認知症サポーター養成講座 延受講者数:830人/年	認知症サポーター養成講座 延受講者数: 814人/年	認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する市民を増やすため、民生児童委員等への働きかけを行い地域のサロン等集まる場での開催を推進していく。	認知症サポーター養成講座 延受講者数:830人/年	高齢者福祉課
	数値目標	世代間交流学級の開催 講座数:30	世代間交流学級 講座数:40回 短詩型文学交流:1回	市民のニーズを把握し、それに応える講座を構築していく必要がある。 多くの学校の児童生徒と交流できるよう働きかけていく。	世代間交流学級 講座数:41回 短詩型文学交流会:1回	生涯学習課 (中央公民館)
	数値目標	創錬の森市民大学・大学院の開催 参加者数:200人	創錬の森市民大学(年18回、修了者数116人) 大学院(年13回、修了者数17人)	高齢者の居場所作りに役立っている。年齢層の高い方もおり、一度に大勢集まるため、安全に留意しながら事業を実施していく必要がある。趣旨に沿った内容を検討し、大学院では講義に実技を取り入れ、役割を作っていく。	創錬の森市民大学(年18回・募集定員150人程度) 創錬の森市民大学院(年13回・募集定員25人程度)	生涯学習課 (中央公民館)

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
6 外国人の人権に関する こと	(1)外国人の人権に関する こと	国籍の違う市民の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための啓発活動を推進し、多文化共生社会の実現を図ります。	ア 国際交流サロン (全12回 延参加者数361人) イ 国際交流フェスティバルin Summer、in Winter (全2回 延参加者数376人)	互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深めるため、「体験」や「交流」に重点を置いた国際交流サロンやフェスティバルを開催する必要がある。	ア 国際交流サロン(年14回程度) 上記のうち、交流のきっかけ作りの場としての フェスティバルを中規模のサロンとして年2回開催	移住交流推進課
			佐久市観光協会ホームページリニューアルに係る多言語化(英語・中国語)改修の実施 長野県観光機構と協働で、ウインターシーズンの誘客に向け、タイ旅行会社3社の代表者と意見交換を実施 北陸新幹線停車駅都市観光推進会議における簡体字等によるSNS等情報発信の実施	引き続き関係自治体・団体等と連携して、最新の情報を発信していく必要がある。	国、県、関係団体等と連携した、情報発信並びに、観光協会ホームページへの誘導を図り、英語、簡体字、繁体字などによる情報提供を推進	観光課
		関係機関などと連携した相談体制づくりと、市内案内表示などの外国語併記、外国語による情報提供を推進します。	ア 定住外国人支援推進員による相談対応のほか、自動翻訳機や電話通訳サービスを活用し、相談に応じた。 イ 県や出入国在留管理局と連携した相談会の実施 (各1回) ウ やさしい日本語や多言語による外国人のための生活ガイドブックのチラシ作成を行った。 エ 「さくステ」の音声による多言語情報配信を行った。	相談会をはじめ各種情報について、引き続き市ホームページやSNS等で周知を行うとともに、外国人労働者を雇用する市内企業への周知に努める。	ア やさしい日本語や多言語による生活ガイドブック等の企業への情報発信 イ 県や出入国在留管理局と連携した相談会の実施 (各1回)	移住交流推進課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
6 外国人の人権に関する事	(1)外国人の人権に関する事	海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。	ア ふるさと創生人材育成事業 (中学生海外研修) (ア) エストニア共和国サク市 R7.7.28～8.4 研修生8名・引率者2名がエストニア共和国を、訪問して、一般家庭でのホームステイやキャンプを通してサク市の子ども達と交流を行い、エストニア共和国の風土や文化を感じ、国際的な視野を広げた。 (イ) モンゴル国ウランバートル市スフバートル区 R7.7.27～8.3 研修生8名・引率者2名がエストニア共和国を、訪問して、一般家庭でのホームステイやキャンプを通してスフバートル区の子ども達と交流を行い、モンゴル国の風土や文化を感じ、国際的な視野を広げた。 イ ふるさと創生人材育成事業 (子ども交流研修) (ア) エストニア共和国サク市 R7.10.11～10.17 研修生8名・引率2名を迎え、市内小中学校での交流のほか、市内見学・日本文化体験などを行った。 (イ) モンゴル国ウランバートル市スフバートル区 R7.11.12～11.19 研修生8名・引率3名・通訳1名を迎え、市内小中学校での交流のほか、市内見学・日本文化体験などを行った。	ア ふるさと創生人材育成事業 (中学生海外研修) (ア) エストニア共和国サク市 一般家庭でのホームステイやキャンプを通してサク市の子ども達と交流を行い、エストニア共和国の風土や文化を感じ、国際的な視野を広げる必要がある。 (イ) モンゴル国ウランバートル市スフバートル区 一般家庭でのホームステイやキャンプを通してスフバートル区の子ども達と交流を行い、モンゴル国の風土や文化を感じ、国際的な視野を広げる必要がある。 イ ふるさと創生人材育成事業 (子ども交流研修) (ア) エストニア共和国サク市 日本の一般家庭でのホームステイ、市内小中学校での交流を通して友好関係を深める必要がある。 (イ) モンゴル国ウランバートル市スフバートル区 日本の一般家庭でのホームステイ、市内小中学校での交流を通して友好関係を深める必要がある。	ア ふるさと創生人材育成事業 (中学生海外研修) (ア) エストニア共和国サク市等 R8.8.4～8.11 訪問予定 (イ) モンゴル国ウランバートル市スフバートル区等 R8.8.4～8.11 訪問予定 イ ふるさと創生人材育成事業 (子ども交流研修) (ア) エストニア共和国サク市 R8.10.7～10.14 研修生8名・引率2名・通訳1名を迎え、ホームステイや市内小中学校での交流のほか、市内見学・日本文化体験などを行う予定 (イ) モンゴル国ウランバートル市スフバートル区 R8.11.2～11.9 研修生8名・引率2名・通訳1名を迎え、ホームステイや市内小中学校での交流のほか、市内見学・日本文化体験などを行う予定	生涯学習課
		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、外国人に対する正しい知識や理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。	関係機関と連携を図りながら、外国人に対する人権啓発活動の推進に努めた。	関係機関と連携し、啓発活動を推進する。	関係機関と連携しながら、外国人に対する正しい理解を深めるための啓発活動や交流の推進に努める。	移住交流推進課
			人権同和課や関係機関と連携を図り、外国人に対する人権尊重についての啓発に努めた	関係機関と連携し、啓発活動を推進する。	引き続き人権同和課や関係機関と連携を図り、啓発資料の配布や外国人に対する人権尊重についての啓発に努める。	商工振興課
			ア ヘイトスピーチ解消法に係る啓発 (隣保館3館へポスター掲示)	関係機関と連携し、啓発活動を推進する。	ア 相談の受付及び関係機関との連携を図る イ ヘイトスピーチ解消法に係る啓発の実施	人権同和課
	数値目標	国際交流フェスティバル 参加者数:2,500人	国際交流フェスティバルin Summer、in Winter 参加者数:376人	引き続き関係機関と連携し事業を実施するとともに、交流内容や周知方法の工夫に努める。	国際交流サロンの中で実施(年2回程度)	移住交流推進課
	数値目標	国際交流サロン 延参加者数:300人/年	国際交流サロン 延参加者数:361人/年	引き続き関係機関と連携し事業を実施するとともに、交流内容や周知方法の工夫に努める。	国際交流サロン(年12回程度) 延参加者数:400人/年	移住交流推進課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
7 インターネットによる 人権侵害に関すること	(1)インターネットによる人権侵害に関すること	様々な学習、研修会などを通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 小中学校における研修 ウ 地域での研修会	具体的な事例の紹介が欲しいとの要望があった。	ア 人権同和教育講座(市内3地区で6回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 小中学校における研修 ウ 地域での研修会	人権同和課
		インターネットを介した人権問題が発生した場合、法務局をはじめとする関係機関などと連携し、権利侵害情報の削除を要請するなど適切な対応を図ります。	R3年度発生したインターネットを用いた差別事象の関係者の動向について、職員でモニタリングを実施した。	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	インターネット上の人権問題について情報収集に努め、人権問題が発生した場合、関係機関と連携し適切に対処する。	人権同和課
		差別的書き込みや、個人情報の無断掲示などのインターネット上における人権やプライバシーの侵害問題に対応出来るよう、県や他機関と連携し、モニタリングの体制づくりを図ります。	R3年度発生したインターネットを用いた差別事象の関係者の動向について、職員でモニタリングを実施した。	インターネットを用いた人権侵害では、市として取れる手段が限られており、実効的な対応が困難。	県と連携し、インターネット上の人権侵害に係るモニタリングを引き続き実施する。	人権同和課
8 様々な人権問題に関する こと	(1)様々な人権問題に関すること	様々な差別・人権問題に関して、関係機関などと連携し、市民に正しい知識や情報の提供を行い、人権教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携した相談・支援体制づくりを図ります。	ア 人権同和教育講座 (市内2講座×4地区会場 参加者延べ155名) イ 地域での研修会(年13回、参加者数692名) ウ 犯罪被害者等支援の取組の実施 警察等と連携した啓発活動 街頭啓発活動 11月19日 ホンデリングプロジェクトの実施(提供いただいた本の数 718冊) エ 長野県パートナーシップ届出制度について、佐久市において対応する行政サービスの内容などを、ホームページ等を活用して周知啓発を実施。	研修等の参加者が固定化している傾向があるため、庁内関係課が実施する会議等で教育・啓発を推進することができないか聞き取りなどを実施する。	ア 人権同和教育講座(市内3地区で6回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 様々な人権問題に関する情報の広報佐久への掲載 ウ 犯罪被害者等支援の取組の実施 警察等と連携した啓発活動 街頭啓発活動 11月予定 ホンデリング活動 11月予定 エ 長野県パートナーシップ届出制度について、佐久市において対応する行政サービスの内容などを、ホームページ等を活用して周知啓発を図る。	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1 人 就 学 同 和 に 教 育 け る	(1)就学前における人 権同和教育	保育所・幼稚園において、職員や保 護者などを対象に、人権同和問題を正 しく理解するための各種研修会を開催 し、知識の普及と人権意識の高揚を図 ります。	ア 保護者や職員を対象とした人権に関する 講演会(1園) イ 祖父母対象講演会(0園)	人権同和の講演会を参観日に企画する。 保護者とともに職員間でも学習していく。 開催できない場合の代替手段として資料 の配布等を検討する。	ア 保護者や職員を対象とした人権に関する 講演会(5園) イ 祖父母対象講演会(1園)	こども政策課
		家庭、保育所・幼稚園及び地域が一 体となって、子どもの「思いやりの心」の 醸成を図ります。	ア 地域の老人福祉施設の訪問(3園) イ 地域の老人会との交流(1園) ウ 地域の住職の講話や座禅(6園) 地域の方と一緒に読み聞かせや講話などを 聞く機会を設けた。	地域の方と一緒に読み聞かせや講話など を聞く機会を設ける。地域の行事に参加す る。世代間交流が体験できる機会を意図 的に計画していくよう努める。	ア 地域の老人福祉施設の訪問(11園) イ 地域の老人会との交流(11園) ウ 地域の住職の講話や座禅(8園)	こども政策課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
2 学校における 人権同和教育	(1)学校における人権 同和教育	全ての児童生徒がお互いの人権を尊重し、よりよく生きる社会の実現のため、副読本「あけぼの」を継続的に活用しながら、全ての学校教育活動を通じた人権同和教育を推進します。	ア 道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習機会をもつ。 (ア)副読本「あけぼの」活用 (イ)望月解放子ども会からの「いのちの駅伝メッセージ」を受け学習 イ 教職員研修(外部講師) ウ 人権同和教育推進員による人権同和教育授業の支援(教員授業補助)	児童生徒への人権同和教育の機会を確保するとともに、同和教育への具体的な取り組み方法等の研修会を充実させ、教員の指導力の向上を図る。	ア 道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習機会をもつ。 (ア)副読本「あけぼの」活用 (イ)望月解放子ども会からの「いのちの駅伝メッセージ」を受け学習 イ 教職員研修(外部講師) ウ 人権同和教育推進員による人権同和教育授業の支援(教員授業補助)	人権同和課
			道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習を実践 副読本「あけぼの」活用		道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習機会を確保 副読本「あけぼの」活用	学校教育課
		教職員に対し、社会的立場の自覚、人権同和問題を自らの課題として捉え、人権同和問題に対しての認識を深めるとともに、指導力や資質の向上を図るための研修や支援の取組を推進します。	各学校での人権同和教育の推進、並びに 学校内及び中学校区での教職員の研修会の実施	同和問題など児童生徒が正しい知識により理解を深めるため、教職員の指導力の向上といった人材育成を推進する必要がある。	人権同和研修会等の実施 新任・転入教職員研修会の開催 (年1回・動画配信も実施予定) 教職員人権同和教育研修会の開催 (年1回・動画配信も実施予定) 同和教育実践発表(小中各1校)	人権同和課
		人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修会を実施するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権同和教育・啓発活動を推進します。	人権同和教育を視点にした週間を設け、その中に参観日を設けることで、PTAも参加できるような学習や啓発活動を実施	人権問題は様々な場面に潜んでいることから、こうした人権週間等の取組を捉え、保護者ととともに人権意識の高揚を図る学習を行っていく必要がある。	人権同和教育を視点にした週間を設け、その中に参観日を設けることで、PTAも参加できるような学習や啓発活動を実施します。	学校教育課
			市内小中学校における、人権同和教育研修会 (市内21小中学校、参加者数6,568名)	学校・家庭・地域が一体となった人権同和教育・啓発活動のため保護者への研修会を継続して実施する。	PTA人権同和教育研修会 (市内小中学校21校)	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
3 企業における 人権同和教育	(1)企業における人権 同和教育	企業での公正採用と就職差別の撤廃 に向けて、関係機関との連携による取 組を促進します。	佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会 に加盟する121社へ、佐久公共職業安定所、 長野県東信労政事務所が主催する研修会へ の参加を依頼	研修会への参加を各企業に呼び掛ける。	企業人権同和教育推進連絡協議会加盟企 業へ各種機関が開催する研修について案 内する。	人権同和課
			人権同和課や関係機関と連携を図り、啓発 資料の配布や公正採用に向けた啓発を行っ た。また企業におけるアンコンシャスバイアス の是正に資するセミナー(計4回開催)等、誰も が働きやすい環境にしていくための施策を実 施した。	人権同和課や関係機関と連携を図り、啓 発資料の配布や公正採用に向けた啓発を 行った。	引き続き人権同和課や関係機関と連携を図 り、啓発資料の配布や公正採用に向けた啓 発を行う。	商工振興課
	人権啓発資料の配布やDVDなどの貸 出による啓発活動の充実を図ります。	人権啓発資料の配布やDVDなどの貸 出による啓発活動の充実を図ります。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議 会加盟企業121社へ人権啓発資料の配布 イ 人権啓発ビデオ、DVDの貸出し ウ 国等が定める人権に関する月間・週間 における啓発の実施 エ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議 会の活動を人権・男女共生フェスティバル等 でPRし、人権について市民に広く周知	引き続き加盟企業内で人権教育が取り組 まれるよう、ビデオ等の貸出しやPR活動を 行い、理解を深めてもらう。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議 会加盟企業へ人権啓発資料の配布 イ 人権啓発ビデオ、DVDの貸出し ウ 国等が定める人権に関する月間・週間 における啓発の実施 エ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議 会の活動を人権・男女共生フェスティバル等 でPRし、人権について市民に広く周知	人権同和課
			ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議 会主催による研修会(年1回) イ 佐久地区企業人権同和教育推進連絡協 議会主催による研修会(年1回)	研修会への参加を各企業に呼び掛ける。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議 会主催による研修会(年1回程度) イ 佐久地区企業人権同和教育推進連絡協 議会主催による研修会(年1回)	人権同和課
			人権同和課や関係機関と連携を図りながら、 啓発資料の配布等を行い、人権同和教育の 推進に努めた	市内事業所に対し、佐久職業安定協会等 を通じ資料配布等を行う。	引き続き人権同和課や関係機関と連携を図 り、啓発資料の配布等により、人権同和教 育を推進する。	商工振興課
	関係機関と連携し、より多くの学習機 会の確保に努め、企業における人権を 尊重した責任ある行動を促進するた めの人権同和教育・啓発活動の推進を図 ります。	関係機関と連携し、より多くの学習機 会の確保に努め、企業における人権を 尊重した責任ある行動を促進するた めの人権同和教育・啓発活動の推進を図 ります。				

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
4 地域における人権同和教育	(1)地域における人権同和教育	市民一人ひとりが人権同和教育問題を正しく理解するため、佐久市人権同和教育推進員による人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。	ア 人権同和教育講座 (市内2講座×4地区会場 参加者延べ155名) イ 地域での研修会(年13回、参加者数692人)	区が主体となる人権学習会の開催回数が減少傾向であるため、過去の開催実績を踏まえ、区へ働き掛ける必要がある。	ア 人権同和教育講座(市内3地区で6回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 地域での研修会	人権同和課
		より多くの市民の関心を集め、自らの課題として理解を深め、実践するための効果的な人権同和教育・啓発の広報活動を推進します。	ア 市内図書館、公民館に人権同和教育副読本「あけぼの」を配架 イ 公民館報「佐久市」の「人権シリーズ」を活用し、人権啓発に係るDVD等の紹介や人権研修の紹介 ウ 広報佐久にて人権に関する取組、人権なんでも相談所及び特設相談所の周知	人権にかかわる知識や情報を引き続き周知していく。	ア 市内図書館(4館)、公民館(8館)に人権同和教育副読本「あけぼの」を配架 イ 公民館報「佐久市」の「人権シリーズ」を活用し、人権啓発に係るDVD等の紹介や人権研修の紹介 ウ 広報佐久及び回覧文書にて人権に関する取組、人権なんでも相談所及び特設相談所の周知	人権同和課
		人権侵害は正しい学習と理解により、無くすことが出来ることを誰もが自覚し、人権侵害をなくしていくための学習機会の提供を図ります。	ア 人権・男女共生フェスティバル (11月15日(土) 参加者350名) イ 人権同和教育講座 (市内2講座×4地区会場 参加者延べ155名) ウ 地域での研修会(年13回、参加者数692名)	区が主体となる人権学習会の開催回数が減少傾向であるため、過去の開催実績を踏まえ、区へ働き掛ける必要がある。	ア 人権・男女共生フェスティバル (11月14日(土)) イ 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) ウ 地域での研修会	人権同和課
	数値目標	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:9,200人/年	延参加者数:11,166人/年	より多くの方々に参加してもらえるよう研修内容、研修対象等により研修の実施方法(参集型、配信型など)を検討する。	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:12,000人/年	人権同和課
	数値目標	人権の花運動(市内小学校) 実施校数:2校	実施校:2校(中込小・浅科小)	運動に参加した児童だけではなく、学年や全校児童に向けた啓発となるよう人権擁護委員等と協力して取り組みたい。	実施校:2校(佐久平浅間小、岸野小)	人権同和課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
1	人権相談体制の充実	広く市民に利用してもらえるよう相談窓口の周知や活動内容の情報提供を推進します。また、複雑化・多様化している人権問題や犯罪被害者等への人権侵害における相談窓口や支援に係る庁内各部署、その他各相談機関との連携・協力体制づくりによる相談・支援体制の充実強化を図ります。	ア 生活相談事業 各隣保館における人権相談、人権擁護委員による人権相談所の開設を隣保館だより、有線放送やチラシ配布などにより周知し実施（年間相談件数126件） イ 相談内容に応じ、各専門機関と連携を図り対応 ウ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の充実	部落差別解消推進法に基づき相談体制の充実を図る。	ア 各隣保館における人権相談、人権擁護委員による人権相談所の周知、相談対応 イ 相談内容に応じ、各専門機関と連携を図り対応 ウ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の継続	人権同和課
2	個人情報の保護	本人通知制度の実施	要綱の規定に基づき、委任状により代理人に交付した事実を本人に通知した(732件/年) 内訳 本庁(浅間、野沢、中込、東出張所含む) 584件 臼田支所 71件、浅科支所 44件、望月支所(春日出張所含む) 33件 代理人の内訳 一般 555件、司法書士 48件、行政書士 61件、会社法人 64件、弁護士 1件、行政 0件、その他 3件 通知送付後問い合わせ件数 8件 開示請求 1件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人通知制度を継続して実施する。	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、佐久市に住所のある者の住民票の写しや佐久市に本籍のある者の戸籍謄抄本等を本人の委任状により、代理人に交付した場合、その交付した事実を本人に通知する。	市民課
		本人告知制度の実施	実績 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人告知制度を継続して実施する。	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、住民票の写しや戸籍謄抄本等が法令等に基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、不正に取得された事実を本人に告知するとともに、不正取得の蓋然性が極めて高いと市が判断した場合にも本人告知を行う。	市民課
		今後も個人情報の保護に関する法令・例規を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。	個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表した。	個人情報の保護に関する法律及び佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に対応する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。	総務課

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画

中項目		第四次計画 施策内容 (目標値)	令和7年度 事業実績	令和7年度事業からの 課題・重点策等	令和8年度 事業計画	担当課
2 の 保 護 人 情 報	(1)個人情報の保護	地方公務員法に定められている守秘義務の遵守はもとより、人権侵害につながる身元調査・問い合わせなどに対する的確な対応ができるよう、職員の資質向上に努めます。	職員人権同和教育研修会 全職員を対象に1回開催	職員の資質向上のために研修を継続して実施する。	職員人権同和教育研修会 年1回(全職員対象)	人権同和課
	数値目標	職員人権同和教育研修会 年1回(全職員対象)	職員人権同和教育研修会 全職員を対象に1回開催	職員の資質向上のために研修を継続して実施する。	職員人権同和教育研修会 年1回(全職員対象)	人権同和課
3 人 権 侵 害 の 救 済 と 擁 護	(1)人権侵害の救済と擁護	人権侵害の被害者と適切な救済機関とを結びつけるため、実際に事実関係の調査や救済の措置を行う法務省の人権擁護機関をはじめとした各関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ柔軟に対応できる体制づくりを推進します。	ア 関係機関と連携し、情報の共有を図った。 (ア)長野地方法務局佐久支局 (イ)佐久人権擁護委員協議会 (ウ)長野県犯罪被害者支援センター (エ)長野県 (オ)東信教育事務所 イ 犯罪被害者等支援の取組の実施 警察等と連携した啓発活動 街頭啓発活動 11月19日 ホンデリングプロジェクトの実施(提供いただいた本の数 718冊)	人権侵害への救済対策と人権擁護のため、各関係機関と連携し、情報の共有を図る。	ア 関係機関と連携し、情報の共有を図る。 (ア)長野地方法務局佐久支局 (イ)佐久人権擁護委員協議会 (ウ)長野県犯罪被害者支援センター (エ)長野県 (オ)東信教育事務所 イ 犯罪被害者等支援の取組の実施 警察等と連携した啓発活動 街頭啓発活動 11月予定 ホンデリング活動 11月予定	人権同和課
4 佐 久 市 部 落 差 別 撤 廃 と 人 権 擁 護 に 関 する 総 合 計 画	(1)佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	「佐久市人権啓発推進本部」の設置による庁内連携をはじめ、関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。	ア 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会(年2回) イ 佐久市中央隣保館運営委員会(年1回) ウ 浅科人権文化センター運営委員会(年1回) エ 望月人権文化センター運営委員会(年1回) オ 佐久市人権同和教育推進協議会(年1回)	各種会議により関係機関との連携を深め、効果的な事業の推進を図る。	ア 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会(年3回) イ 佐久市中央隣保館運営委員会(年1回) ウ 浅科人権文化センター運営委員会(年1回) エ 望月人権文化センター運営委員会(年1回) オ 佐久市人権同和教育推進協議会(年1回)	人権同和課